

記者発表（資料配付）				
月/日	担当課名 班 名	電話番号	発表者名 (担当班長名)	その他の 配布先
2/28 (水)	ユニバーサル推進課 障害者就労支援班	078-362-3261 (内線 3041)	ユニバーサル推進課長 相浦 輝之 (障害者就労支援班長 山下 ゆかり)	中播磨 県民セ ンター

指定障害福祉サービス事業者の指定の全部の効力の停止処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、以下のとおり指定の全部効力停止処分を行いました。

1 処分事業者

法人名：セルプはりま労働者協同組合（設立日：令和4年10月31日）
 代表者名：代表理事 本條 久美子
 所在地：兵庫県姫路市野里上野町一丁目1番6号

2 処分対象事業所

名称：作業所はりまっ子福崎店
 所在地：兵庫県神崎郡福崎町西田原1399番地8
 種別：就労継続支援A型、B型
 定員：各10名
 指定日：令和5年1月1日（就労継続支援A型）
 令和5年7月1日（就労継続支援B型）

3 処分内容

指定の全部の効力の停止 6か月間
 （令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）

4 処分年月日

令和6年2月28日

5 処分を行う理由

- (1) 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）
- (2) 運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）
- (3) 障害者虐待防止法違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

会計処理が適正にできておらず、A型又はB型事業所の利用者に対し令和5年5月から12月までの8ヶ月の長期にわたり、賃金・工賃の遅配、未払が発生したため。